

**第 5 0 回 公共料金等専門調査会
提出資料
～ 関西電力 大飯原子力発電所 3・4号
機の再稼働に伴う値下げ届出の
確認について～**

平成 3 0 年 7 月 2 3 日 (月)

目次

1. 値下げ届出の確認の考え方

(参考1) 平成27年5月の関西電力の供給約款変更認可申請に係る
査定方針(抜粋)

(参考2) 小売料金算定省令フローのイメージ

1 . 値下げ届出の確認の考え方

- Ⅰ 今回の値下げ届出は、東日本大震災後、二度目の小売料金値上げの際に査定方針（ 1 ）に付されていた認可の条件に従い、大飯原子力発電所 3 号機・4 号機が再稼働したことに伴い関西電力から提出されたもの。（ 2 ）
- Ⅰ 当専門会合では上述の査定方針に基づくフォローアップとして、適正な値下げが実施されているかどうかについて、以下の点を確認する。
 - Ⅱ 大飯原子力発電所 3 号機・4 号機の再稼働に伴い、火力燃料の焚き減らし等による料金原価低減分の値下げが適正になされているか。
 - 1 平成 2 7 年 5 月の関西電力の供給約款変更認可申請に係る査定方針
 - 2 関西電力は、高浜原子力発電所 3 号機・4 号機の再稼働に伴い、昨年（平成 2 9 年）8 月 1 日より値下げを実施している。

（参考1）平成27年5月の関西電力の供給約款変更認可申請に係る 査定方針抜粋（1 / 3）

7．値下げの条件

（1）基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。今回の関西電力の値上げ申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、**高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。**値下げの具体的な内容については、以下のとおり考えるべきである。

（参考）申請の前提

今回の関西電力の申請においては、高浜原子力発電所3号機が平成27年11月30日に、4号機が平成27年11月9日にそれぞれ再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている（大飯原子力発電所が原価算定期間内に再稼働することは想定されていない。）。

(参考1)平成27年5月の関西電力の供給約款変更認可申請に係る 査定方針抜粋(2/3)

7. 値下げの条件(続き)

(2) 再稼働時期()と値下げ実施時期との関係

原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合の扱い

(省略)

原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合の扱い

(省略)

原価算定期間終了後に再稼働する場合の扱い

原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働することに値下げを行うべきである。

この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

大飯原子力発電所が再稼働する場合の扱い

今回の申請においては、原価算定期間内に大飯原子力発電所が再稼働することは想定されていないが、大飯原子力発電所が再稼働した場合には、上記 から までの高浜原子力発電所が再稼働した場合の考え方と同様の考え方にに基づき、値下げを行うべきである。

() 原則として営業運転開始時

（参考1）平成27年5月の関西電力の供給約款変更認可申請に係る 査定方針抜粋（3 / 3）

7．値下げの条件（続き）

（3）値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。

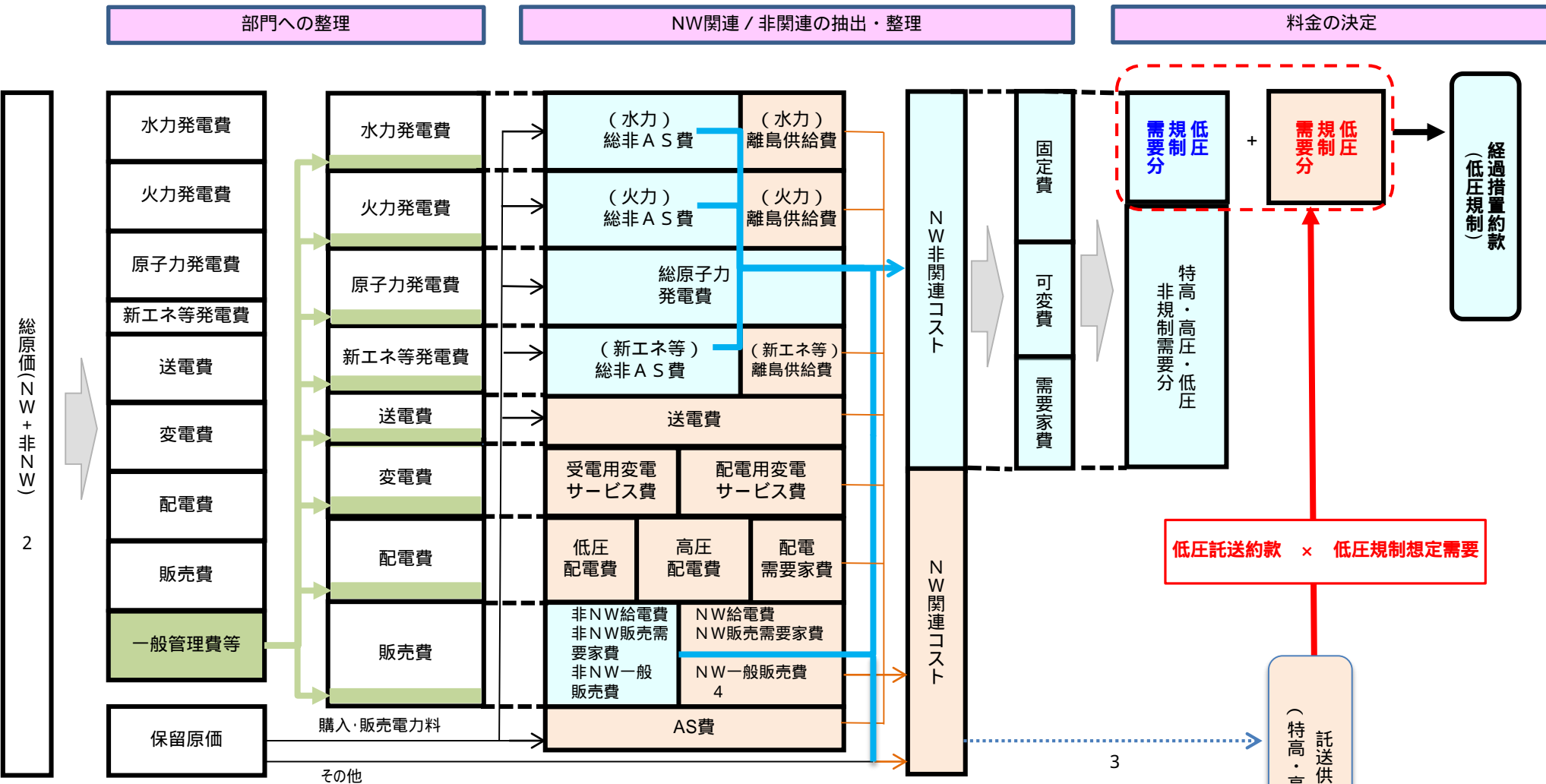
したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認する。

なお、中長期的に考えれば、関西電力においては、少なくとも一昨年（平成25年）改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

（4）電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず（原価算定期間内外問わず）、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

(参考2) 小売料金算定省令 (1) 算定フローのイメージ



1 小売料金算定省令：みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

2 総原価のうち、NW事業報酬については、省令上一旦ここで控除。NW事業報酬は、別途NW関連コストに集計の上、託送料金の算定に含める。

3 小売料金の料金原価を洗い替えによって算定しようとする場合、今回のNW関連コストをベースとして託送供給等約款を変更し、変更後の託送供給等約款に基づき低圧規制需要相当の託送料金原価を算出する方法、今回のNW関連コストは使用せず、現行の託送供給等約款に基づき、低圧規制需要相当の託送料金原価を算出する方法の2種類が認められている。

4 NW給電費・NW販売需要家費・NW一般販売費には、それぞれ離島供給に係る費用を含む。

(出所：電力・ガス取引監視等委員会作成)